

分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度について

分譲マンションの管理組合が耐震化(耐震改修や建替え)の合意形成を円滑に進めることができるよう、耐震化の事業実績があり継続的なサポートができる事業者を公募・登録し、管理組合等に対して情報提供を行います。

耐震化の実現に向けたサポートの流れ

耐震化の
意識醸成
のための支援

意識啓発

- 大阪府と市町が連携しDM発送や個別訪問を実施
- 耐震化の意識向上を図るためセミナー等の実施

初動・勉強期の相談等 (大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム協議会)

- 耐震化の手法や進め方に関するセミナー等の実施
- 相談・実務アドバイザーの派遣

耐震化実現に
向けた具体的
な事業支援

分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度

- (1) 分譲マンション耐震化の検討段階から耐震化の実施に至るまで継続的に管理組合をサポートする事業者を公募
- (2) 府において要件に適合するサポート事業者を登録し、ホームページ等でサポート事業者情報を公開
- (3) 分譲マンションの管理組合がサポート事業者を自ら選択し、耐震化に係る業務を委託

【サポート事業者の登録要件】

- ・旧耐震分譲マンションにおいて、耐震化手法の検討及び管理組合運営等支援を行い、耐震化(耐震改修又は建替え)の決議に導いた業務実績があること
- ・大阪府消費者保護条例第4条(事業者の責務)の規定の内容を遵守すること等

【サポート事業者情報の公開内容】

- ・事業者の名称、所在地
- ・耐震化支援手法の特色
- ・耐震化手法の検討から事業実施に至るまで支援できる業務の種類
- ・企業コンプライアンスとして定め公表している事項
- ・管理組合との業務委託の契約、覚書、協定書等の締結にあたり、法令遵守、個人情報の保護及び苦情等の対応について記載する事項